

日本に於ける、外国人インターンシップの定義と実施について

1、入国管理局に於けるインターンシップの在留資格と定義

在留資格「特定活動③」

外国の学生が、インターンシップ（サマージョブを含む）を行う場合は、は学業の一環として、また将来の就職に資するものとして日本企業において実習を行う活動。

審査基準として学業（大学の専攻）とインターンシップが関連されること。関連がない場合は不許可になります。その場合はワーキングホリデーで活動することをお勧めします。

補足説明

インターンシップ・研修を行うことで大学の単位取得が可能な場合

サマージョブ ・学業の遂行及び将来の就職に資するものとして行う
(いずれも審査基準は同じです)

2、学生の身分について

本在留資格で入国した場合、正式に企業から報酬を得て研修を行うことになるので、日本の労働法を適用し保護されます。(労災保険、労働基準法等)

3、研修内容について

報酬型の研修活動なので、就労体験（実習）の他、座学、体験などのプログラムを策定し、学生の研修が実際に学業に役立つかを詳細に説明します。

4、審査について

審査は大学、学部の調査、企業調査を含めて細部にわたり審査をします。また、入管から直接大学に電話連絡を行い確認することもあります。審査期間は通常2か月から3か月で審査結果がでますが、追加で資料を求められることもあり審査期間が延びる場合があります。

5、短期滞在ビザで入国する場合

国内外を問わずインターンシップを1～2週間程度を無報酬で行う場合は、短期滞在ビザで入国し活動することは可能ですが、長期にわたり同一企業で研修を行う場合は、厚生労働省の見解で労働の対価、すなわち報酬を発生すべきとなっています。

特に外国人の場合は、短期滞在ビザで入国して身分保障もなく労働基準法の最低賃金以上を得ることができない現状があり大きな問題となっています。学生を守る立場からすると短期滞在ビザで入国することは絶対に避けなくてはなりません。

参考資料：在留資格を取得した場合の研修費用

ホテル箱根小涌園の受入条件を基に費用計算をいたしました。

1、研修期間

平成26年7月15日以降 2か月間～3か月間

2、研修内容

実務研修・ホテルレストラン、フロント・ベル

その他研修・ホテルサービス、日本社会文化座学研修、見学会等

3、学生の収入

3か月研修の場合の推定収入 424,125円

内訳

基本時給・870円

実働時間・7時間30分

研修機関から移動日、休日を差し引いた労働日数 約65日

残業が発生した場合は、残業代を加算

4、付帯事項

寮費・無料

食事・1食250円。食事補填として実務体験1日につき250円を支給する。

給与支払いは月末で翌月10日に銀行振り込み。

最終月は、研修最終日に現金で支給。

5、学生の負担費用

① 台湾から成田空港までの航空運賃

② 台湾国内でかかる費用（交通費、ビザ申請費用、その他）

③ 国民健康保険料 （1か月約1600円）

④ 旅行保険（任意） 約17000円

（現行の保障は死亡・障害400万円、病気治療・救援30万円、損害賠償1000万円）

⑤ 日中経済文化交流会費用 90000円

（会費、受入、管理関係費用等）